

健康保険の自己負担割合 70歳になる人は2倍の2割に

【国民健康保険、会社の健康保険の自己負担割合】

| 年齢 | 一般、低所得者 | 一定以上の所得者(現役並みの所得者) |
|---------|--------------------------------|--------------------|
| ～69歳 | 3割負担(ただし、3歳未満は2割負担) | |
| 70歳～74歳 | 2割負担(ただし、既に70歳になっている人は1割負担のまま) | 3割負担 |
| 75歳～ | 1割負担 | |

4月から消費税増税が始まり、私たちの家計への負担が増えていますが、消費税以外にも高齢者については、社会保険制度の見直しによって、負担が増える改正が行われています。

まず、健康保険の自己負担割合では、70歳の人の負担割合が改正されました。4月以降に70歳になる人(生年月日が昭和19年4月2日以降の方)の医療機関で支払う窓口負担が、一般人は、今までは「1割負担」でしたが「2割負担」にアップします。窓口負担は、69歳までが「3割負担」で、4月から70歳になる人は「2割負担」になるので負担が1割減るわけですが、改正される前は「1割負担」だったので、比較すれば負担は2倍にアップしたことになります。

ただし、すでに平成26年3月31日までに70歳に達している人(生年月日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの人)は、引き続き「1割負担」のままです。なお、一定以上の所得の人、具体的には夫婦2人の世帯で年収約520万円以上、単身世帯で年収約383万円以上の世帯の人は、70歳以降も69歳と同じ「3割負担」です。

医療制度については、初診料や再診料の値上げや消費税の増税もあって診療報酬が改正されているので、負担金額が4月から少し増えているかもしれません。

また、所得によって異なりますが、75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料の変更や、国民健

康保険料の高所得者の保険料の年間上限額の引き上げなども行われています。さらに、年金の支給額は、4月から0.7%引き下げになるので、昨年10月の1%引き下げから引き続き収入は減額になります。

消費税8%の増税は、特に所得が低い方にとっては負担の影響が大きく、国では平成26年度分の市町村税が確定する6月以降に、住民税の均等割がかからない人を対象に、1万円(老齢基礎年金などの受給者は1万5000円)の臨時福祉給付金(一時金)が、7月以降に支給される予定です。対象者には、6月ごろから案内や申請書類が送られてくることになりますので、申請を忘れずに行いましょう。

4月からの制度改正では、負担が増えることばかりではありません。産前産後の休業期間中の健康保険や厚生年金保険の保険料が、育児休業期間中と同様に免除されることになりました。つまり、平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了する人は、事業主が書類を提出にすることになりますが、平成26年4月以降の保険料が免除になります。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00～19:00 ●土日/10:00～17:00